

【アメリカ】米通商代表(USTR)指名に関する上院公聴会

海外立法情報課・新田 紀子

*2013年6月6日、上院財政委員会は、マイケル・フローマン次期米通商代表(USTR)に対する指名公聴会を開催した(6月19日、上院は同氏の指名を承認)。日本への言及部分を紹介する。

1 牛肉・農産品

マックス・ボーカス(Max Baucus) 上院財政委員長(モンタナ州、民主党)は、冒頭発言で、現在の環太平洋パートナーシップ協定(TPP)交渉参加国への米国の輸出額はほぼ2600億ドルで米国の全輸出の40%にあたり、交渉参加国の貿易障壁撤廃は、[米国の輸出に]実質的な違いをもたらすと述べた。そして、日本が今年初めに米国産牛肉の輸入規制を緩和した(注1)ことにより、米国の牛肉販売が約50%増加したこと、また、農産品の平均関税率は、米国が5%であるのに対し日本は20%以上であることを指摘し、関税が引き下げられれば、米国の輸出は増えると発言した。

2 保険・かんぽ生命

ジョニー・アイザックソン(Johnny Isakson) 上院議員(ジョージア州、共和党)は、日本政府はかんぽ生命に有利な扱いをしており、日本に進出している多くの米国生命保険会社にとり、かんぽ生命が大きな競争者となり、ビジネス上の不利益となっていることを指摘し、マイケル・フローマン(Michael Froman) 大統領補佐官(当時)に対して、日本では企業活動が政府保有の事業体に有利になっている問題に注意を向けることを約束するかと尋ねた。これに対し、同補佐官は、日本のTPP交渉参加に合意する前の主要な問題の1つが保険であったが、事前にこの問題の一部で合意に至り、また並行交渉を行うことで合意したと答え、TPP協定の内容を超えて、日本と保険分野等の特定の二国間問題に取り組もうとしていると付言した。

3 自動車分野

ロブ・ポートマン(Rob Portman) 上院議員(オハイオ州、共和党)は、同州出身のシャロッド・ブラウン(Sherrod Brown) 上院議員(民主党)が、外国政府の為替操作が米国の製造業に影響を及ぼしていると述べたことに言及しつつ、自動車貿易について、日本車130台の対米輸入に対して米国車の対日輸出が1台という割合であること、日本の自動車市場における米国車の占有率が0.3%であること、小型車指向の問題だけではなく、為替、非関税障壁の問題があることについて述べた。さらに、昨年10月以来、円が約30%安くなったことにより、3万ドルの日本車1台当たり6,000ドル[日本企業に]有利になっており、米国自動車産業にとり大きな問題であると指摘し、

これらの問題にどのように対処しようとしているのか尋ねた。これに対し、フローマン補佐官は、①本件は、TPP 交渉の一部として非常に重要な問題であること、②日本の TPP 交渉参加に合意する前に、日米間で、牛肉、保険、そして非常に重要な自動車問題について一連の交渉を行ったこと、③日本の輸入自動車特別取扱制度（PHP）による輸入の加速化など市場アクセスの向上を得ることで一部事前に合意するとともに、米国の関税の TPP 交渉での取扱いについても合意したこと（注 2）、④TPP 交渉と並行して行われる自動車貿易に関する日米間交渉の付託事項（TOR）にも合意したこと（注 3）を説明した。そして、TPP 交渉について日本とこれから進めていくべき作業もあるが、TPP プロセスにより当該作業が可能となったと述べた。

ロバート・ケーシー（Robert P. Casey）上院議員（ペンシルヴァニア州、民主党）は、日本の自動車市場を開放するという何年もの努力が失望となった後では、TPP であろうと、日本市場へのアクセス獲得については懐疑的になると述べ、TPP 以外も含めた、通商政策全体における日本市場へのアクセスについて見解を尋ねた。フローマン補佐官は、オバマ大統領及び同政権ほど自動車産業の状態を気にかけている者はいないと述べ、日本の TPP 交渉参加についても自動車を中心的に扱ったことを説明し、前述のポートマン議員への回答内容を繰り返した。

4 財政委員会より次期 USTR への事前の質問票

財政委員会の各議員より、フローマン補佐官に出された書面での事前の質問票とその回答（注 4）において、自動車問題、為替操作、牛肉、規制、ソーダ灰、豚肉との関連で日本と関係する質疑がなされている。また、WTO に関する質問への回答において、同補佐官は、米国と EU、日本などとの協力関係に言及している。

注（インターネット情報は 2013 年 7 月 8 日現在である。）（[]は筆者による補足。）

・ 本公聴会の模様<<http://www.finance.senate.gov/hearings/hearing/?id=a0c1c7fe-5056-a032-52d8-95de8eecf054>>。

(1) 2013 年 2 月 1 日に、日本向けの米国産牛肉輸出拡大にむけた新たな合意が発効し、30 か月齢以下（従来は 20 か月齢未満）の牛肉の輸入が認められるようになった<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/bse/index.html>。

(2) 日米間の協議結果の確認に関するマランティス米国通商代表代行発返書（平成 25 年 4 月 12 日付）<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/kyogi_2013_04_03.pdf>。

(3) 自動車貿易 TOR（平成 25 年 4 月 12 日）<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/kyogi_2013_04_05.pdf>。

(4) 質問票と回答< <http://www.finance.senate.gov/imo/media/doc/Committee%20QFRs%20for%20submission%20-%20final%20060813.pdf>>参照。